

広島県告示第八百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年六月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域	所在地
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原因		
崩壊 急傾斜地の 土石流	広白岳六丁目一四(四九)五五)	表区域 示の	広島県呉市広白岳六丁目及び同市広町白石免田地内
次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
五五) 大坪川(一六) 七)	広白岳六丁目一四(四九)	崩壊 急傾斜地の 土石流	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の 定令令に害等土砂二示 め第_関防に害に る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法
		次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。